**変更届提出書類一覧（介護老人福祉施設）**

**■ 届出について**

・届出の期限は変更日から**１０日以内**となっています。

ただし、老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの変更については、**事前の届出**が必要です。

**■ 届出方法**

・原則電子申請・届出システムで提出してください。

※システムでの提出が難しい場合は、郵送で送付してください。届出の写しを希望する場合は、返送先住所・宛名を記入し切手を貼付した返信用封筒を同封してください。

**◆老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの変更　提出書類一覧**

次の事項を変更しようとするときは、老人福祉法上の**「特別養護老人ホーム」**として、**あらかじめ**事業変更届出が必要ですので、**事前に連絡**してください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **変更する事項** | **提出書類** | **留意点** |
| **施設の名称**  **施設の所在地（住居表示の変更）** | 事前の届出要  **・養護(特別養護)老人ホーム事業変更届出書（様式第12号）**  （「老人福祉法に基づく届出について」のページに掲載。）  事前提出可（事業変更受理後、介護保険法上の「介護老人福祉施設」として変更届出が必要となるものですが、事前に併せて提出しても構いません。）  **・変更届出書（様式第一号（五））**  **・介護老人福祉施設の指定等に係る記載事項（付表第一号（十五））**  **・運営規程** | 施設名・所在地が定款等で定められている場合は、定款等変更の手続が必要です。 |
| **建物の構造、設備、専用区画の変更** | 事前の届出要  **・養護(特別養護)老人ホーム事業変更届出書（様式第12号）**  （「老人福祉法に基づく届出について」のページに掲載。）  **・変更前・変更後の平面図（各部屋の用途、面積を表示）**  **・変更された部分の写真(カラー)**  事前提出可（事業変更受理後、介護保険法上の「介護老人福祉施設」として変更届出が必要となるものですが、事前に併せて提出しても構いません。）  **・変更届出書（様式第一号（五））**  **・介護老人福祉施設の指定等に係る記載事項（付表第一号（十五））**  **・設備、備品等一覧表（参考様式５）**  ※加算の対象になる設備を新たに追加・変更しても加算届の提出が無い場合、算定できません。 | 居室等の区画が変更になる場合、**事前協議が必要です。事前にご相談ください。**  補助金を受けたことがある事業所は、必ず[高齢福祉室計画グループ](https://www.city.suita.osaka.jp/home/soshiki/div-fukushi/koreifukushi.html)と事前に協議してください。  当該変更に伴い、別に許可や届出が必要なものは、その許可や届出も行ってください（診療所や居宅サービス事業所など）。 |
| **入所定員の減少又は増加** | **★**定員を変更する場合は、必ず[高齢福祉室計画グループ](https://www.city.suita.osaka.jp/home/soshiki/div-fukushi/koreifukushi.html)と事前に協議してください。  また、老人福祉法上の「特別養護老人ホーム」として、あらかじめ特別養護老人ホーム入所定員変更認可申請が必要ですので、事前に当室へも連絡してください。  事前の届出要  **・養護(特別養護)老人ホーム入所定員変更認可申請書（様式第14号）**  （「老人福祉法に基づく届出について」のページに掲載。）  事前提出可  （入所定員認可後、介護保険法上の「介護老人福祉施設」として変更届出が必要となるものですが、事前に併せて提出しても構いません。）  **・変更届出書（様式第一号（五））**  **・介護老人福祉施設の指定等に係る記載事項（付表第一号（十五））**  **・人員基準確認表（参考様式42）**  **・資格者証の写し（未提出の者のみ）**  **・運営規程（新）**  **・変更前・変更後の平面図（各部屋の用途、面積を表示）**  **（居室面積一覧表（参考様式４））** | **入所定員の減少又は増加は、事前に許可を受けなければ変更することができません。** |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **変更する事項** | **提出書類** | **留意点** |
| **運営規程** | **➀　利用料金その他の費用**  事前の届出要  **・養護(特別養護)老人ホーム事業変更届出書（様式第12号）**  （「老人福祉法に基づく届出について」のページに掲載。）  事前提出可（事業変更受理後、介護保険法上の「介護老人福祉施設」として変更届出が必要となるものですが、事前に併せて提出しても構いません。）  **・変更届出書（様式第一号（五））**  **・介護老人福祉施設の指定等に係る記載事項（付表第一号（十五））**  **・運営規程 ※月額料金（家賃、食材費等）変更となる場合、新料金の算定根拠資料。**  **※利用料金の変更については、利用者及び利用者家族に対して事前に説明が必要です。**  **②　上記以外のその他運営規程の変更（職員の定数等）**  事前の届出要  **・養護(特別養護)老人ホーム事業変更届出書（様式第12号）**  （「老人福祉法に基づく届出について」のページに掲載。）  事前提出可（事業変更受理後、介護保険法上の「介護老人福祉施設」として変更届出が必要となるものですが、事前に併せて提出しても構いません。）  **・変更届出書（様式第一号（五））**  **・介護老人福祉施設の指定等に係る記載事項（付表第一号（十五））**  **・運営規程** |  |

**◆サービス情報の変更　提出書類一覧**

次の事項については、老人福祉法に基づく事前の変更届出は**不要**です。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 変更する事項 | 提出書類 | 留意点 |
| **管理者（施設長）の氏名**  **及び住所** | **・定型封筒（切手必要分貼付）**  **・変更届出書（様式第一号（五））**  **・介護老人福祉施設の指定等に係る記載事項（付表第一号（十五））**  **・特別養護老人ホームの施設長資格にかかる証明書類（施設長資格講習修了証、社会福祉主事任用資格取得を証する書類等）の写し**  **・従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（参考様式１）（新管理者分のみ、就任日から４週間分）**  **・組織体制図（他の業務と兼務する場合のみ）**  **・誓約書（参考様式９【共通】）**  ※婚姻等による氏名変更、又は引越し・住居表示の変更等による住所変更のみの場合  **・定型封筒（切手必要分貼付）**  **・変更届出書（様式第一号（五））**  **・介護老人福祉施設の指定等に係る記載事項（付表第一号（十五））** | ※管理者変更に際し、事業所の登録メールアドレスが変更になる場合は、その旨、電子メールにてお知らせください。 |
| **計画作成担当者（介護支援専門員）** | **・定型封筒（切手必要分貼付）**  **・変更届出書（様式第一号（五））**  **・介護老人福祉施設の指定等に係る記載事項（付表第一号（十五））**  **・経歴書（参考様式２）**  **・従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（参考様式１）（就任日から４週間分）**  **・当該事業所に勤務する介護支援専門員一覧表（参考様式14）**  **・介護支援専門員証の写し　※１** | ※１：介護支援専門員登録通知書や介護支援専門員登録証明書は、資格を証するものとはなりません。  必ず有効期間の記載された介護支援専門員証の写しを提出してください。 |
| **協力医療機関の名称・契約内容** | **・定型封筒（切手必要分貼付）**  **・変更届出書（様式第一号（五））**  **・介護老人福祉施設の指定等に係る記載事項（付表第一号（十五））**  **・協力医療機関との契約書等の写し（協力医療機関の場合）** |  |

**◆法人情報の変更　提出書類一覧【全サービス共通】**

法人情報の変更届については、**法人単位での届出となります**。同一法人の下に複数の指定事業所がある場合、１事業所からの届出をもって他の全ての事業所からの届出とみなします(**事業所一覧の添付必須**)。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **変更する事項** | **提出書類** | **留意点** |
| **法人の名称、**  **法人の所在地**  **※2** | 共通  **・変更届出書（様式第一号（五））**  ※移転に際し、法人の電話・ＦＡＸ番号が変更になる場合は、変更届出書に記載してください。  変更がない場合は、その旨記載してください。  **・履歴事項全部証明書（原本のみ）※1**  **・事業所一覧(参考様式11)**  法人が以下の①～⑩のサービスを運営している場合  **・**[**老人居宅生活支援事業変更届出書**](https://www.city.suita.osaka.jp/home/soshiki/div-fukushi/fukushido/_72625/_100629.html)  ①訪問介護、第1号訪問事業  ②定期巡回・随時対応型訪問介護看護  ③夜間対応型訪問介護  ④通所介護、第1号通所事業（特養併設の場合）  ⑤地域密着型通所介護（特養併設の場合）  ⑥（介護予防）認知症対応型通所介護（特養併設の場合）  ⑦（介護予防）短期入所生活介護（特養併設の場合）  ⑧（介護予防）小規模多機能型居宅介護  ⑨（介護予防）認知症対応型共同生活介護  ⑩看護小規模多機能型居宅介護  法人が総合事業サービスを運営している場合  ・**変更届出書（様式第三号（一））** | 法人の名称の変更とは当該法人の「商号変更」のみを指します。  吸収合併、事業譲渡等により**事業所の運営法人が別法人へ変更となる場合は新規申請が必要**となります。**変更届では処理できません**。運営法人が変更となる場合は必ず**事前にご相談ください。**  **※1** 現在事項証明書は不可。  **※2** 法人の名称・所在地、代表者の氏名・住所に変更があった場合は、[**業務管理体制の変更届**](https://www.city.suita.osaka.jp/home/soshiki/div-fukushi/fukushido/_72625/gyoumukanritaisei.html)も必要です。（「指定事業所が吹田市内にのみに所在する事業者」の届出先は**吹田市**となります。）  **※3**法人の規模が大きい等の理由で、法人代表者以外が地域密着型サービス事業者の代表者を就任している場合は不要。 |
| **代表者の氏名、生年月日及び住所及び職名**  **※2** | 共通  **・変更届出書（様式第一号（五））**  ※代表者の変更届出は、変更届出書に代表者の  **①職名②氏名及びふりがな③生年月日④住所⑤電話番号**  を必ず明記してください。  **・履歴事項全部証明書（原本のみ）※1**  **・事業所一覧(参考様式11)**  **・誓約書(参考様式９【共通】)**  法人が以下の①～③のサービスを運営している場合**※3**  **・認知症対応型サービス事業開設者研修修了証書の写し**  ※未受講の場合は誓約書を提出してください。  **・経歴書（参考様式２）**  **・実務経験証明書 代表者の資格要件を満たしていることが確認できるもの（介護業務経験等２年以上）**  ①（介護予防）認知症対応型共同生活介護  ②（介護予防）小規模多機能型居宅介護  ③看護小規模多機能型居宅介護  法人が総合事業サービスを運営している場合  ・**変更届出書（様式第三号（一））** |
| **地域密着型サービス事業者の代表者の氏名、生年月日及び住所※4** | **・変更届出書（様式第二号（四））**  **・認知症対応型サービス事業開設者研修修了証書の写し**  ※未受講の場合は誓約書を提出してください。  **・経歴書（参考様式２）**  **・実務経験証明書 代表者の資格要件を満たしていることが確認できるもの（介護業務経験等２年以上）**  **・委任状**  **・事業所一覧(参考様式11)**（※4の①～③に該当する事業所のみ記載） | **※4**法人の規模が大きい等の理由で、法人代表者以外が以下①～③の地域密着型サービス事業者の代表者に就任する場合  ①認知症対応型共同生活介護  ②小規模多機能型居宅介護  ③看護小規模多機能型居宅介護 |